

あんしん健楽会規約

第1条 (目的)

本会は会員相互の健康・親睦・融和を図り各々の趣旨・嗜好に応じた活動を通じて、更なる生活の質の向上を図る事を目的とする。

第2条 (名称)

本会は「あんしん健楽会」と称する。

第3条 (会員)

- 1.本会の会員は申込書により第8条に規定する会費を納付したものである。
- 2.いきいきツアー卒業以外にあんしんクリニック及アガーラで治療等をして第1条の目的に賛同する者。

第4条 (事業)

- 1.本会は前条の目的を達成する、ため次の事業を行う。
 - (1) クラブ内での各種イベントの考案と開催
 - (2) 会員における旅行の企画と開催
 - (3) その他、会則に沿った運営と活動

第5条 (世話役)

- 1.本会の代表者は世話役とする。
- 2.任期は当該年度末までとする。世話役の再選は妨げない。
- 3.欠員が生じた場合は補充し、任期は前任者の残存期間とする。

第6条 (監事)

- 1.監事は世話役会において選出される。
- 2.監事は会の業務、会計について毎年定期的に監査を行い、必要に応じて臨時に行う事が出来る。

第7条 (運営)

- 1.本会の運営は世話役会とし、世話役会は必要に応じ開催する。
- 2.会員の過半数の要求がある場合は総会を開催しなければならない。
- 3.総会の開催は年1回とする。
- 4.総会の成立は会員の1/2とする

あんしん健楽会規約

第 8 条 （会費）

- 1.会費は年会費（5月～翌年4月）3,600円とし、途中入会時も同額とする。
当会口座（ゆうちょ銀行）に振込により納入しなければならない。
- 2.徴収は年単位とし、途中退会の際は返金しない。
- 3.会費は運営のための雑費（用紙・インク・切手代等）に充てる。
- 4.各企画への参加費は、別途徴収する。
- 5.会費に不足が生じた場合は、別途徴収する。

第 9 条 （決算）

- 1.毎会計年度の歳入歳出の決算は、翌会計年度の総会までに世話役が決算書を作成しなければならない。

第 10 条 （監査）

- 1.監事は1年ごとに会計帳簿を監査しなければならない。
- 2.監事は監査の結果を世話役に報告しなければならない。なお、必要と認めるときには、適切な措置を講ずるよう申し入れすることができる。

第 11 条 （会計年度）

- 1.本会の会計年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日におわる。

第 12 条 （改廃）

- 1.本規約の改廃は世話役会にて行う。

第 13 条 （残余財産の分与）

- 1.本会解散時に残余財産があっても会費の返還はしない。

付則

- ・本規約は 平成 27 年 5 月 31 日から実施する。
- ・本部はアガーラ三宮に置く。

所在地：神戸市中央区旭通 4-1-4 シティタワープラザ 3 階 Tel 078-251-4444